



AIC VIET NAM CO., LTD

Always by your side

お客様各位

平素より弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

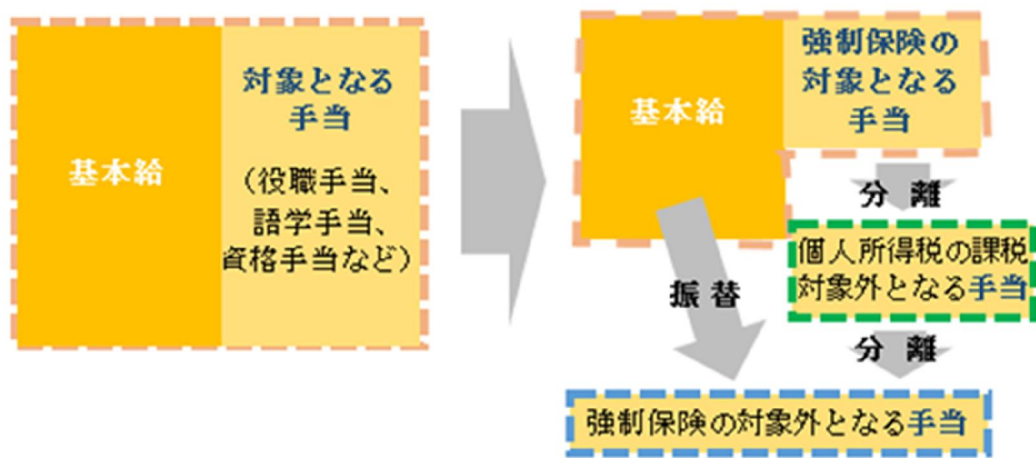
弊社では新しいサービスとして、強制保険料、および個人所得税の低減に関する方策のご提案を開始します。当サービスの目的は以下の通りです。

- ① 雇用者にとっては、主に社会保険料の減額による人件費の削減
- ② 被雇用者にとっては、手取りの増額

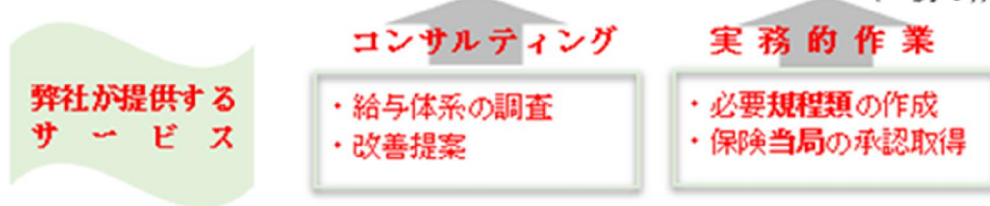
その方策の一例は以下の通りです。

・手当の中には、強制保険料の算出対象外のものがあるので、対象となる基本給、諸手当の一部を振替えます。

・上限規定はありますが、手当の中には個人所得税の課税対象外のものがあるので、同様に振替を行います。



(一例の作業イメージ)



ただし、単に金額を見直して、名目を替えるだけでは、保険当局の承認を取得できず、また手当が根拠なく支払われている場合、税務当局から損金不算入とされるリスクもあります。

弊社では、コンサルティングだけでなく、そのために必要な規程類の作成、および当局からの承認取得のための交渉も行います。

費用対効果が確実なサービスですので、是非ご検討ください。



AIC VIET NAM CO., LTD

Always by your side

お問い合わせについては、弊社ヒューマン・リソース部までお気軽にどうぞ。

hr@aic-vietnam.com

AIC VIETNAM CO., LTD

Always by your side

HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building,
127 Lo Duc, Hai Ba Trung Dist.,
Ha Noi

Tel: +(84)24 - 39 765 761

Fax: +(84)24 - 39 765 762

DA NANG OFFICE

Zone G, 5F, Danang Software Park, 02
Quang Trung, Hai Chau Dist.,

Da Nang

Tel: +(84)236 – 3 898 325

Fax: +(84)236 – 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE

PSO Business Center, 15F,
LIM Tower II, 62A Cach Mang
Thang Tam, Ward 6, Dist. 3,

Ho Chi Minh city

Tel: +(84)28 - 71 088 468

YOKOHAMA BRANCH

6F, Yokohama World Porters, 2-2-1 Shinko
Yokohama-shi, Kanagawa-ken, Japan